

2020年6月1日
伊勢崎ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金・電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガス料金・電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、ガス料金・電気料金の支払期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、ガス料金・電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

<特別措置の対象>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまを対象といたします。(社会福祉協議会からの認定証をご提示いただきます。)

<特別措置の内容>

- (1) 2020年2^{※1}・3・4月分のガス料金・電気料金の支払期日^{※2}を、原則として1ヶ月間延長いたします。
- (2) 2020年5・6月分のガス料金・電気料金の支払期日も上記同様原則として1ヶ月間延長いたします。

※1 支払期限日が3月25日以降となるものに限りです。

※2 ガス料金・電気料金の支払義務発生日の翌日から50日目といたします。

<特別措置の申込方法>

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社までお問い合わせください。

伊勢崎ガス株式会社

〒372-0022 群馬県伊勢崎市日乃出町 108 番地

TEL 0270 (25) 4520

(受付時間：平日 9:00~17:30)